

静岡県告示第596号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第8項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（令和2年6月30日静岡県公表）を変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年8月25日

静岡県知事 川勝平太

第3の【期間別の数量】の表の一部を次のように改める。

| 採捕の種類及び期間                     | 小型魚    |
|-------------------------------|--------|
| 本県の漁船漁業等の割当量                  | 24.8トン |
| うち令和2年（2020）4月から7月まで          | 1.2トン  |
| 令和2年（2020）8月から11月まで           | 14.9トン |
| 令和2年（2020）12月から令和3年（2021）3月まで | 8.7トン  |

| 採捕の種類及び期間                     | 小型魚   |
|-------------------------------|-------|
| 本県の定置漁業の割当量                   | 8.2トン |
| うち令和2年（2020）4月から7月まで          | 1.4トン |
| 令和2年（2020）8月から11月まで           | 6.5トン |
| 令和2年（2020）12月から令和3年（2021）3月まで | 0.3トン |